

東京都都市居住再生促進事業の改正について

既存ストック再生タイプ（分譲マンションの改修費助成）の拡充【平成30年度～】

I 事業の目的

- 既存ストックについて、バリアフリー化や省エネ改修等、現在の居住ニーズに合ったストックへの再生を促進
- 「つくっては壊す」社会から「長く大切に使う」ストック活用型社会への転換を図る

II 事業の内容

1 補助対象

分譲マンションの管理組合（区市町村を通じた間接補助）

2 助成要件

- ・国の優良建築物等整備事業（既存ストック再生型）の要件
耐震性を有する又は改修とあわせて耐震改修を実施
10戸以上の改修又は10名以上の区分所有者
各戸床面積50㎡以上、地階を除く階数が3階以上
耐用年数（47年）の2分の1以上を経過 等
- ・管理に関する要件
管理組合・管理規約・長期修繕計画が有る
総会を開催している

3 補助額

区市町村の管理組合への補助(2/3)			管理組合 1/3
国	都	区市町村	
1/3	1/6	1/6	

※都費；区市町村の補助額の1/4 かつ25万円/戸が上限

4 対象事業

(1) 工事費（共同施設の改修）

- 【バリアフリー改修】 エレベーターの設置、階段勾配の緩和、段差の解消
- 【省エネ改修】 外壁や屋上の断熱改修、窓の二重サッシ化
- 【防災対策改修】 防災備蓄倉庫の整備、耐震性貯水槽の整備 等

(2) 調査設計計画費

現況調査、建築設計費 等

5 平成30年4月1日施行

事業イメージ



バリアフリー改修として、エレベーターを設置